

## 協議第38号

### 町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を  
求める。

- 1 合併前の小田原市の区域における町または字の名称は、現行のとおりとする。
- 2 合併前の南足柄市の区域における字の名称は、合併時までに変更の必要性について検討する。
- 3 1及び2の方針にかかわらず、小田原市と南足柄市において類似する字の名称については、地域住民の意向を踏まえ、合併時に変更を行うよう調整する。

平成29年7月11日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する  
任意協議会 会長 加藤 憲一

#### 【調整理由】

- ・合併時における混乱を避けるため、町名・字名の変更については必要最小限にとどめることが適当である。
- ・字の名称の変更に当たっては、地域の歴史を尊重するとともに、地域住民の意向を踏まえて調整する必要がある。